

第13期第1回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日時 令和4年2月8日(火) 午後6時～8時10分
- 場所 市役所西棟812会議室
- 出席者 委員 7名
事務局 3名

1. 会議次第

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の自己紹介
- 4 情報公開条例及び情報公開委員会規則について
- 5 議事
 - (1) 委員長及び副委員長の互選
 - (2) 会議運営について
 - (3) 本市の情報公開制度について
 - (4) 第13期情報公開委員会について
 - (5) 令和3年度の開示等状況について
 - (6) CIMコラムのテーマについて
 - (7) 市報むさしの情報公開特集面について
 - (8) その他

2. 議事における会議要録

- (1) 委員長及び副委員長の互選
出席委員の互選により、渡邊委員を委員長に、南出委員を副委員長にそれぞれ選任した。
- (2) 会議運営について
(事務局) [情報公開委員会の会議運営について説明を行った。]
(委員長) 何か質問はありますか。
(委員) これまでに傍聴の実績はあるのでしょうか。
(事務局) おおよそ1期2年間に1人いるかないかという程度です。
- (3) 本市の情報公開制度について
(事務局) [本市の情報公開制度について説明を行った。]

(4) 第13期情報公開委員会について

(事務局) [第13期情報公開委員会の進め方等について説明を行った。]

(5) 令和3年度の開示等状況について

(事務局) [令和3年10月1日から令和3年12月31日までの開示等請求について、行政文書の開示が52人から76件の請求があり、開示が21件、一部開示が39件、非開示が6件、文書不存在が10件であり、また、このうち期間を延長したものが6件であったこと、審査請求が1人から2件あったことを報告した。]

(委員長) 質問等ありましたらお願いします。

(委員) 審査請求の2件は、資料9のどの開示請求の案件が該当するか教えてください。

(事務局) 後ほど改めて説明しますが、資料9の110番、吉祥寺大通り東自転車駐輪場に関する取引に関する確認書、基本合意書、財産価格審議会の資料全てという開示請求に対し、用地課が財産価格審議会の資料を非開示決定しており、これに対し審査請求が出されています。

また、同じ資料9の123、124番の吉祥寺北口の駐輪場売却に係る資料全て、契約書、基本合意書、確認書、財産価格審議会会議録という開示請求に対して、用地課が一部開示決定と非開示決定を行った2件に関し、財産価格審議会の資料を非開示決定したものと、一部開示決定したものに両方を合わせて1件の審査請求が出されています。

(委員長) 資料15で改めて説明するというのでよいでしょうか。

(事務局) はい。後ほど改めて説明します。

[その後、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの自己情報開示等請求について、自己情報開示は13人から15件の請求があり、開示が3件、一部開示が11件、非開示が0件、文書不存在が1件、存否応答拒否が0件であり、また、このうち期間を延長したものが1件であったこと、審査請求はなかったことを報告した。]

(委員長) 資料10-1の32番の道に関する協定というのは、通常は情報公開請求により開示することとなるかと思いますが、本件は個人が自分自身の情報として請求を出されたということですか。

(事務局) そのとおりです。本件は、当該協定書に自ら判を押したという事実があり、その部分も含めて開示したいという意向があったため、その部分が開示できる自己情報開示の請求があったということです。

[その後、令和3年度の審査請求について、これまでに審査請求書が提出された5件及び令和3年10月1日から令和3年12月31日までに新たに提出された2件の計7件に関して、審査請求の概要及び処理状況等について報告した。]

(委員長) 新たに請求された2件については、次回の情報公開・個人情報保護審査会には結論が出そうなのでしょうか。

(事務局) 次回審査会は令和4年3月中に行いますが、用地課の説明に不足している部分があったので、審査会を開催して補充の説明を受け、その後、任意になりますが、審査請求人から意見書の提出や、口頭意見陳述に進みます。それらを踏まえて、審査会委員は議論して心証を形成し、非開示を妥当とするか、それとも開示が相当かを議論し、答申を作成することになりますので、もう少しかかるかと思われます。次回の情報公開委員会では、もう少し進んだ内容を報告できると思います。

また、それ以前の5件については、おそらく答申をお配りできるかと思えます。

(6) C I Mコラムのテーマについて

(事務局) [令和3年12月15日号から令和4年3月15日号までのC I Mコラムの掲載テーマについて説明し、4月15日から7月15日までのC I Mコラムのテーマについて、掲載を検討するテーマ(丸印)として、①障害者福祉センター(生活リハビリサポートすばる)、②パートナーシップ制度、③エコReゾート、④二酸化炭素排出ゼロへの取り組み、⑤道路の無電柱化の5テーマを挙げた。合わせて、事務局提案として、武蔵野市福祉公社を挙げた。]

(委員長) どうもありがとうございました。

では、新しいテーマとなるものがありますでしょうか。

(委員) このC I Mコラムについて、私はほとんど知らなかったです。中身を読めば、武蔵野市に関するいろいろなことが分かる有用な情報だと思いますが、文字による情報となっています。これだけの内容を、市報という文字が多く記載されている紙面の中で、C I Mコラムに目を向けて読むということはなかなか難しいなと思っています。

まず一つは、文字による情報、文章だけではなく、もう少し武蔵野市の統計情報みたいなものを紹介したほうがよいのではないのでしょうか。特に住民投票条例に関して、住民がふと考えるのは、一体外国人ってどれぐらいいるのだろう、どの地域に何人ぐらい、どのような国籍の人がいるのか、そういう思考回路が働くものと思われま。

そういう意味では、C I Mコラムなどに武蔵野市の現状や経緯なども含めてくれればより分かりやすいと思いますが、市の人口統計、動向などの紹介がグラフなどで掲載されていると、市報を見たときに、このグラフは何かという視点で目が行く可能性があるのではないのでしょうか。

(委員長) 分野としては行財政になりますか。

(事務局) 行財政になります。人口の捉え方や統計、人口動態の話をしてグラフを入れていくというのはできると思います。人口統計や人口動態については、長期計画等には割と書いてありますが、市民が広く触れるような形で周知しているわけではないので、どのような形で掲載できるかを企画調整課と検討して、次回、テーマ案として載せられるような形でまとめていければと思います。

あとは「統計でみる武蔵野市」という冊子もあります。知らない方もいると思われまので、そういった冊子などの紹介でもよいのではないのでしょうか。

(委員) 細かいことは、例えば2次元バーコードを記載して誘導することなどが考えられると思います。

(委員長) これまでに2次元バーコードを掲載したことがあります。そうした掲載は可能ということですね。

(事務局) 可能です。

(委員長) 事務局として検討していただければと思います。

(委員) 今の意見は、C I Mの記事に対して、見ようかなという気持ちを起こさせるためにさらに工夫が必要ではないかという提案と受け止めました。以前に、例えばキーワードに色をつけるという案が出たことがあります。先ほどあった統計的なもの、例えば、それこそシルバー人材セン

ターで仕事しませんかというところに、括弧で現在シルバー人材センターで仕事をしている人の数の欄を入れたり、小学校のタブレット型パソコン導入に関しては、現在どれぐらい配付されているかを、小さい表などに掲載するだけでも目が行き、そうすると、その周りを読もうとなるというようなアイデアのように聞こえましたが、いかがでしょうか。

(委 員) そういうことも含めての意見です。このシルバー人材センターの写真を見ると、市報を広げたときにまずそこに目が行くと、一市民としては考えます。

(委 員 長) アイキャッチをつくりましょうということですね。

(委 員) 写真も1つの方法ですし、他にも何か目を引くような工夫があるといいかもしれません。

(委 員 長) それではQRコードも含めて、事務局で検討してもらうことにしましょう。

(委 員) あともう一つ、このC I Mという表題が、何のことだか分かりません。読めば分かるんですけども、表題を変えることはできないと思いますので、「これだけは知っておきたい市民の情報」ということを注釈などで記載した方がよいように思います。

(事 務 局) 毎年の情報公開特集面では、説明を載せるようにはしていますが、なかなかその都度載せていくのは難しいかもしれません。

(委 員 長) 何か一言で表現できるとよいでしょうか。

(事 務 局) 分かりやすい方法があればそのようにしていきたいと思います。合わせて秘書広報課とも協議し、意見を踏まえて工夫していきます。

(委 員) ロゴがあるだけでも随分違うかなと思います。

(事 務 局) そうですね。それでは、ロゴとして入るよう検討したいと思います。

(委 員 長) ぜひ入れるように提案してください。

(委 員) 今の意見とは別で、市議会のことについてです。平成7年にC I Mコラムとして「請願4件、陳情36件—平成6年、市議会で審査—」というタイトルで執筆されていますが、住民投票条例や自転車駐車場の件もそうですが、実は武蔵野市民の人はあまり知らないような気がします。特に住民投票条例は、吉祥寺駅前、三鷹駅前、市役所前でも抗議活動がありましたが、騒いでいるのは外から来た人たちばかりで、武蔵野市民は「一体あれは何？」と素通りで行ってしまう感じで、もう少し武蔵野市民の人たちに市が行っていることに注目してもらいたいのので、市議会のことを、市民の目で取材して書いてもらおうとよいなと思いました。

(委 員 長) 分野は行財政ですかね。

(委 員) 行財政になると思います。

(委 員 長) 市議会の仕事についてということですね。

(委 員) そうですね。

(委 員 長) それでは、事務局はその点を踏まえて進めてください。ほかにはいかがでしょうか。

(委 員) 議会で提示される資料は、ホームページ上で議会開催時と同じタイミングで見ることにはできるのでしょうか。

(委 員) 議事録ですか。

(委 員) 議事録ではなくて、例えば今回、総務委員会はこういう議題が出ていて、その議題に対する資料を武蔵野市は公開しているのでしょうか。

(委 員) 例えば現在、保健センターのことを検討していますよね。そのことを

私も知りたいと思って、探せば出てくるのですが、手間がかかります。市議会のホームページに載っていればよいのですが、リアルタイムではないと思います。市議会議員はもちろん資料を受け取っているとは思いますが。

(委 員) 私は前いたところでは、本会議と委員会資料は、審議が終わって1週間以内程度で議会のホームページで公開されるという運用でした。私もそれは時々見ていましたし、市外の人でも見られるような形で運用されているので、そのようにしてもよいのではないかなと思われま。CIMコラムとはちょっと違うテーマですけども、大きく情報公開という観点での意見です。議会の考え方がある話だとは思いますが、検討いただいてもいいかなという感想です。

(事 務 局) 今委員が発言したように、ホームページに載っているということですが、なかなか見つけづらいのかなと思われま。あとは議事録も、最近未定稿というものが載るようになったので、随分よくなったのではないかなと思われま。

(委 員) 議事録は時間がかかって当たり前だと思いますが、資料は議会の審議が終われば出せるのではないかなという思いはあります。

(事 務 局) 資料はある程度のタイミングで出ていると思いますが、次回までにもう一度確認はいたします。どのぐらいでホームページに上がるかも含めて、宿題にさせていただきます。

(委 員) お願いします。

(委 員 長) 要するに議会への提案でもあるということですね。議会での情報をもう少し分かりやすく提示できないかという議論があり、検討してもらえないかという意見ということですよ。

(委 員) そうです。もう1つ、資料を議会に出すためには庁議を行っていると思いますが、庁議の情報や政策企画会議のような会議体の資料も公開しています。

(事 務 局) 中野区のことでしょうか。

(委 員) 中野区のことです。

(事 務 局) 庁議に関するデータは、ホームページで公開していないのですよね。

(委 員) 議会に資料を出すためには庁議で決定していると思いますが、その内容に関して公開しています。

(委 員 長) こういうことを庁議で議論しました、という内容でしょうか。

(委 員) おおむね報告事項ですが、公開されています。

(委 員 長) 中野区はそうした取り組みが進んでいるほうだと思います。なかなかそこまで公開を進めていくことは大変かもしれません。

(委 員) 議会に興味を持つという意味では有効かなと思われま。

(委 員) 住民投票条例について、骨子はホームページ上に掲載されていましたが、それを議会のページから見つけようとするとも難しく、市のホームページの検索窓から住民投票条例を検索して、検索結果の中で下のほうに表示されるため、そういう意味では見つけにくいと思われま。

(事 務 局) 庁議に関して、具体的にどの部分が中野区と同じか分からないところですが、議案をホームページ上に掲載するという点では、議案書として初めて公開されるということになります。

あとは、例えば行政報告資料ですと、計画等に関し意見を募るというような内容が、各課のページで、例えば中間のまとめとかそういった形でホームページに出てきます。なので、資料を出しましょうという会

議がどこまでを指すのかは分かりませんが、庁議については、あげていないところです。

(委員長) 中野区の情報をご参考にしていただければと思います。

(委員) 今回の件に関連して、市議会議員の活動報告が、住民投票条例案に対し、賛成した、賛成しなかったなど、とても参考になったという実感があります。私たち地域住民にも分かりやすく出してくれてました。

議会の議事録も大切ですが、市議会議員からの視点だと分かりやすいという事実があるので、市議会議員に関して、政治的な観点での懸念はありますが、地域でどういう活動をしているかということ、CIMコラムで取り上げることを考えてみてはどうでしょうか。

それからもう1つ、災害時要援護者事業と行動支援事業に関して、それらがコロナ禍になって、地域での活動が分からない状態になっています。災害時要援護者事業は武蔵野市の独自事業で地域の福祉の観点から行っていますが、行動支援事業は都から降りて来て、市が実施している事業なので、そのかみ合わせがうまくいっていないというのがあり、コロナ禍で災害時要援護者事業もストップしている状態です。

そういうこともあるので、災害時要援護者事業と行動支援事業についてももう少し見直しをしてほしいということもあって、CIMコラムに載せたいというところです。

(委員長) 分野としては都市基盤でしょうか。

(事務局) 文化・市民生活です。

(委員) すぐには対応できないとは思いますが、ただ、コロナ禍でこういう状態になってしまっているのは動いていかなければいけない事業であり、きちんと見直しをしてほしいので、ゆっくりでもいいですから、きちんと進めていただけたらと思っています。

(委員長) それでは、3番に記載するようにしてください。

(事務局) 3番に項目出しをするようにします。

(委員長) 時間も迫ってきましたが、私から1つだけ。子ども・教育の分野で、幼小連携、幼稚園・保育園と小学校の連携について、を入れておいていただけますか。

(事務局) 分かりました。

(委員長) 幼小連携の検討委員会ですが、教育委員会以外のところで所管していたため、重要な事項ですが、今まで「きょういく武蔵野」に一回も載っていないと指摘されています。

「きょういく武蔵野」でも触れるかもしれませんが、CIMコラムにも載せることができるとよいかということで、お願いしたいと思います。これは緊急でなくて構いません。

取りあえずよろしいですか。こんな感じで毎回テーマを伺って行って、毎回4件から5件程度決めるということで、今回は事務局から丸印がついたものですが、パートナーシップ制度に丸がついていて、それから、エコレポートか二酸化炭素排出ゼロの取り組みのどちらかを載せたいという提案があり、取りあえず4つについては、提案があったものでよろしいですかね。

次回以降、今日出していただいたものを検討して、それで、どれを掲載するということを決めていきたいと思っています。左側の12期で掲載したテーマを見れば分かるように、かなり多くの内容を2年間で盛り込めます。24回分の中からはですが、24テーマを揃えなければいけないわけで、

時機を逸しないようにして出していくことになると思います。よろしく
お願いします。

(7) 市報むさしの情報公開特集面について

(事務局) [次年度の情報公開特集面について、昨年度の状況及び今後の掲載の
見込みについて説明を行った。]

(委員長) ありがとうございます。ご質問はありますでしょうか。

(委員) 資料14で説明があった、「個人情報保護法の改正に伴う自己情報開示
制度について」と例を挙げていますが、一般的にはこれはインターネットのEC
サイトみたいなところで、自分の情報を消してほしいという
ようなことになりませんが、市にも影響があるのでしょうか。

きちんと理解できていないように思いますが、市にとっては、この自己
情報開示制度の変更でどのような変化があるのか、5月15日に間に合うか
どうかは分かりませんが、影響するような内容があれば、少しでも
書いた方がよいと思います。

(事務局) おそらく、個人情報保護の話は、あまり情報公開委員会の議題ではあ
りませんが、お示ししている8月1日号に個人情報保護制度の特集頁
があり、そこに自己情報の開示請求の流れや実績を記載していますが、
今年はそこで一定量、見直しに伴ってこのように対応するという内容
を載せると思います。その頃にはパブリックコメントをする時期が近
くなってくると思われますので、出せる情報は出していくということ
になると思われます。個人情報保護制度の特集号の面についても皆さん
に情報提供しながら進めていきたいと思えます。

(委員) でも、自己情報開示は個人情報制度の改正とは別物ですよ。個人情
報保護法の改正は一緒ですが、おそらく個人情報保護委員会が、自治体
ごとの制度ではなく国が統一するという内容と、この自己情報開示制度
自体は別物ですよ。

(事務局) 今回の改正により、その部分にも影響があります。

(委員) その点を現在考えているということですね。

(事務局) 今後は現在の自己情報開示制度のように、条例に基づくものではなく、
個人情報保護法に行政機関や地方公共団体の個人情報の開示手続が書
き込まれ、それに沿って開示を行いなさいという制度となります。私ど
も行政職員にとっては大きな影響があります。

(委員) 内容的なところはどのようなのでしょうか。

(事務局) ほぼ同じ内容です。

(委員) 制度が変わるということで色々とお聞きしましたが、むしろ制度自体
が変わるという観点では、確かに大きな話だと思います。

(事務局) 今後、自己情報開示制度の変更についても触れてまいりたいと思いま
す。

(委員) 5月15日に掲載することは無理だと思いますので、来年かもしれない
ですね。

(事務局) 現在、国の個人情報保護委員会で、ガイドラインのパブリックコメン
トを実施しているところで、それが終わるとガイドラインが公表され
ます。

(委員) そうですよ。ガイドラインが出ないと難しいですね。

(事務局) あまり時間もありませんが、出てきた情報で市民に対して個人情報保
護制度の特集頁で周知していきたいと考えています。今後どのように

動いていくことになるかについても合わせて記載していきたいと思っています。

(8) その他

[次回情報公開委員会は5月26日(木)午後6時から開催することを確認した。]